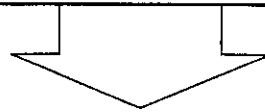


政策医療の推進及び再編成の基本的考え方について

1 政策医療及び再編成の基本的考え方

経緯

- 国立病院・療養所は、昭和20年旧陸海軍病院及び傷痍軍人療養所を継承し、一般国民又は特殊の療養を要する者に対する医療を行い、併せて医療の向上に寄与することを目的として発足し、結核医療等国民医療の確保・向上に大きく貢献。
- その後、人口構造の高齢化、疾病構造の変化、医学医術の進歩等により医療内容は高度化・多様化。一方、この間他の公私立医療機関の整備が年々進められ、医療機関の量的な確保はほぼ達成。
- このような情勢の変化を踏まえ、国立病院・療養所は、適切かつ効率的な医療供給体制の確立という国民的課題の中で、国立医療機関にふさわしい役割を積極的に果たしていく観点から、国立病院・療養所が担った方が最も資源活用上望ましい分野に集約・集中し、量的なカバーから質的な充実を図ることとする。



(1) 政策医療の遂行→国立医療機関としての役割分担の明確化

- ・ 地域における基本的・一般的医療の提供は他の公私立医療機関に委ね、国立病院・療養所は、広域を対象とした高度又は専門医療など、国の医療政策として担うべき医療（政策医療）を実施。

(2) 再編成の推進→国立病院・療養所の機能強化

- ・ 施設の統廃合又は経営移譲を通じて経営資源を集約・集中するなど、その機能強化を図る。

2 第二次臨時行政調査会第五次答申（昭和58年3月14日）………（抄）

第2章 現業・特殊法人等

2. 現業等の合理化

(3) 国立病院・療養所

ア 在り方の見直し及び合理化の必要性

国立病院・療養所は、昭和20年旧陸海軍病院及び傷^い疾^じ軍人療養所を継承し、一般国民又は特殊の療養を要する者に対する医療を行い、併せて医療の向上に寄与することを目的として発足し、同22年には日本医療団の施設を吸収した。昭和20年代は、国民医療の確保に、また、昭和30年代以降は、政策医療の確保や医療の向上に大きな役割を果たしてきた。

現在、医療施設数及び病床数は、国全体としては諸外国と比較しても遜^{そん}色^{しき}ない程度にまで整備され、医師の養成等も順調に推移している。しかしながら、国民医療の現状をみるとなお多くの課題を抱えており、このような状況の中で国立病院・療養所は適切な機能を果たすことを求められている。

このため国立病院・療養所は、例えば国民医療費増加の抑制のための適正医療の推進、不採算分野及び疾病構造の変化への対応、保健^{けん}予^よ防^{ぼう}と医療の一体化の推進等に当たっているが、現状では不十分である。

また、国立病院・療養所は、運営上改善すべき問題も多い。すなわち、国立病院の中には、国立療養所との機能分担が必ずしも明確になっていないものがみられるほか、その役割とされてきた他の医療機関では手掛けにくい高度先^{せん}駆^く医療、不採算医療等の機能が付与されておらず、存置しておく意義の乏しい施設が相当数

認められる。さらに、配置が地域的に偏在していたり、中には利用状況及び収支状況が著しく悪い国立病院・療養所がある等の問題がある。

なお、業務の民間委託については、清掃、洗濯、電話交換等のいわゆる共通管理的業務について更にその促進を図る余地がある。

このような国立病院・療養所を巡る状況にかんがみ、その在り方を抜本的に見直し、その果たすべき役割に即して合理化を進める必要がある。

イ 機能の明確化及び合理化の推進

㊦ 国・公・私立医療機関の在り方の明確化

人口構造の高齢化、疾病構造及び保健予防・医療・看護需要の変化への対応、国民医療費の増加の抑制、医療供給体制の適正化等、当面する国民医療の課題に的確に対処しつつ、より適切な国立病院・療養所の機能を発揮させるため、第3次答申で指摘した公・私立医療機関の位置付けの明確化及び国立医療機関の機能の明確化を早急に図る。

(イ) 国立病院・療養所の整理合理化

上記㊦に基づく機能を付与する必要が認められない国立病院・療養所及び利用が著しく非効率となっておりあるいはその配置が地域的に偏在している国立病院・療養所については、おおむね10年を目途に相当数の施設の統廃合及び地方公共団体等への移譲を行うことにより、その整理合理化を図る。

なお、地方公共団体等への移譲については、その円滑化を図るため所要の条件整備を行う。

3 行政改革等における国立病院・療養所の位置づけ

□ は政府の決定事項

▨ は厚生省(厚生労働省)の決定事項

1 臨調答申(昭和58年3月14日最終答申)及び新行革大綱(昭和58年5月24日閣議決定)

- (1) 国立医療機関としての機能の明確化を行う。
- (2) おおむね10年を目途に相当数の施設の再編成を行う。
- (3) 国立医療機関としての機能をより適切に発揮するための措置を講じる。
- (4) 整理合理化を円滑に行うため移譲等に関する条件整備を可及的速やかに行う。



2 行革大綱(昭和59年1月25日閣議決定)

- (1) 昭和59年度中に国立医療機関の果たすべき役割を明らかにし、再編成の指針を作成する。
(機能の明確化)
- (2) 機能の明確化を踏まえ、昭和60年度中に再編成の具体策を立てる。(施設の選定)
- (3) おおむね10年を目途に再編成を実施する。
- (4) 整理合理化を円滑に行うため移譲等に関する条件整備を可及的速やかに行う。



3 国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針(昭和60年3月29日閣議報告)

- (1) 国立病院・療養所の果たすべき役割(政策医療)の明確化と施設の類型化
- (2) 再編成の指標、再編成計画の作成、再編成の推進方策
- (3) 経営の合理化



4 国立病院・療養所の再編成計画(昭和61年1月公表)

- 計画策定時の239施設(注)を165施設に再編成する計画を公表
(注)ハンセン病療養所(13施設)を除く。

円滑な再編成の
推進のための立法 →

※国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律
(昭和62年10月)
地方公共団体等に対する国立病院・療養所の資産
の割引譲渡の制度を創設。



※国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律を
改正(平成8年5月)
割引譲渡の相手方の拡大等

5 国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針を改定（平成8年11月1日 閣議報告）

【主な改定点】

- (1) 政策医療の範囲の見直し
- (2) 統廃合及び経営移譲の終了していない施設については、引き続き再編成計画の対象施設とし、平成12年度末までに施設の廃止を含む対処方を決定した上、速やかに実施する。
- (3) 現在、再編成の対象施設となっていない施設についても、その果たすべき役割を適切に遂行できないものは、統廃合又は経営移譲の対象施設としての追加を検討する。



6 行政改革プログラム（平成8月12月25日 閣議決定）

国立病院・療養所の再編成については、統廃合及び経営移譲の終了していない施設について、引き続き再編成の対象施設とし、平成12年度（2000年度）末までに施設の廃止を含む対処方を決定した上、速やかに実施するとともに、現在、再編成の対象となっていない施設についても、その果たすべき役割を適切に遂行できないものは、統廃合又は経営移譲の対象施設としての追加を検討する。

平成9年12月3日 行政改革会議最終報告

7 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第43条

- 3 政府は、国立病院及び国立療養所に関し、国の医療政策として行うこととされてきた医療について、真に国として担うべきものに特化することとし、かかる機能を担う機関以外の機関の民間若しくは地方公共団体への移譲、統合又は廃止を推進することに等により、その再編成を一層促進するとともに、国として担うべき医療を行う機関の間の緊密な連携を阻害しないよう留意しつつ、高度かつ専門的な医療センター、ハンセン病療養所等特に必要があるものを除き、独立行政法人に移行すべく具体的な検討を行うものとする。

平成11年1月26日 中央省庁等改革に係る大綱

8 国立病院・療養所の再編成計画の見直し（平成11年3月19日公表）

- (1) 政策医療の範囲の純化
- (2) 存続施設が担うべき政策医療機能の付与
- (3) 統合地の明確化
- (4) 政策医療分野毎にナショナルセンター等を頂点とする診療、臨床研究、教育研修、情報発信の政策医療ネットワークを計画的に構築
- (5) 新たに再編成計画の対象となる施設（13施設）を追加



9 国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成11年4月27日 閣議決定・中央省庁等改革推進本部決定）

第3 組織整理等関連

(2) 国立病院及び国立療養所

平成11年3月に見直しを行った国立病院・療養所の再編成計画に基づき、機関の民間若しくは地方公共団体への移譲、統合又は廃止を推進すること等により、その再編成を一層促進する。

第2 独立行政法人化関連

(2) ⑤

国立病院・療養所については、平成16年度に独立行政法人に移行することとする。

(注) 無印は、国家公務員の身分を与える法人とするもの。

◎は、国家公務員の身分を与えない法人とするもの。



10 行政改革大綱（平成12年12月1日 閣議決定）

V 中央省庁等改革の的確な実施

2 行政の組織・事務の減量・効率化

(2) 独立行政法人への移行

ウ 国立病院・療養所

国立病院・療養所については、

① 昭和61年当初再編成計画の未実施施設について、速やかに移譲、統合又は廃止を実施する

② 平成11年3月の再編成計画見直しによる追加対象施設について、平成13年度末を目途に施設の廃止を含む対処方策を決定し、着実に実施する

とともに、平成16年度に、各施設毎に業績評価ができるよう区分経理する単一の独立行政法人に移行することとし、そのための個別法案を平成14年の通常国会に提出する



11 昭和61年度再編成計画未実施施設の対処方策の決定（平成13年4月20日公表）

(1) 昭和61年再編成計画対象施設のうち未実施施設32施設について対処方策を決定

(2) 移譲又は廃止の別、実施予定時期、移譲する場合の引受先(管理委託先を含む)について決定

(3) 統合後廃止予定施設 19施設 → 経営移譲8施設、廃止11施設

(4) 経営移譲対象施設 13施設 → 経営移譲9施設、廃止4施設